

参考資料



緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 長野県実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）及び緊急消防援助隊関東ブロック連絡会議設置要綱第5条に基づく令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（以下「訓練」という。）を円滑に実施するため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 訓練の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 国、関係都県、関係消防機関及び関係防災機関との連絡調整に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、長野県、長野県内の各消防本部（局）及び長野県消防長会をもって組織する。

- 2 実行委員会に委員長を置き、長野県危機管理部長をもって充てる。
- 3 実行委員会に副委員長を置き、長野県緊急消防援助隊代表消防機関及び代表消防機関代行消防（局）長をもって充てる。
- 4 実行委員会の委員は、前項以外の長野県内の各消防本部消防（局）長、長野県危機管理部消防課長及び長野県消防防災航空センター所長をもって充てる。
- 5 実行委員会に監事を2名置き、長野県消防長会監事をもって充てる。
- 6 実行委員会に作業部会を置き、作業部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(職務)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会議を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を実行委員会に報告する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集して開催する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(経費)

第6条 実行委員会の経費は、国、長野県及び長野県内の各消防本部（局）の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(任期)

第7条 実行委員会委員の任期は、実行委員会設置の日から訓練及び全ての事務処理が終了し、実行委員会の承認をもって解散するまでの間とする。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の構成は、事務局長及び事務局員とし、委員長が指名するものとする。
- 3 事務局に必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 長野県実行委員会名簿

令和2年6月2日現在

役 職	所 属 職 名	氏 名
委 員 長	長野県危機管理部長	竹 内 善 彦
副 委 員 長	長野市消防局消防局長	佐 伯 英 則
	松本広域消防局消防局長	塩 原 久 典
委 員	上田地域広域連合消防本部消防長	越 浩 司
	飯田広域消防本部消防長	赤 羽 目 金 利
	佐久広域連合消防本部消防長	黒 岩 亨
	諏訪広域消防本部消防長	宮 坂 浩 一
	上伊那広域消防本部消防長	田 畑 公 徳
	岳南広域消防本部消防長	三 井 浩 一
	千曲坂城消防本部消防長	横 林 伸 一
	北アルプス広域消防本部消防長	勝 野 一 徳
	須坂市消防本部消防長	飯 塚 俊 樹
	岳北消防本部消防長	本 山 栄 二
	木曾広域消防本部消防長	谷 口 利 則
	長野県危機管理部消防課長	前 沢 直 隆
	長野県消防防災航空センター所長	石 坂 秀 彦
監 事	須坂市消防本部消防長	飯 塚 俊 樹
	木曾広域消防本部消防長	谷 口 利 則

令和3年4月1日現在

役 職	所 属 職 名	氏 名
委 員 長	長野県危機管理部長	中 村 宏 平
副 委 員 長	長野市消防局消防局長	佐 伯 英 則
	松本広域消防局消防局長	島 田 宏 光
委 員	上田地域広域連合消防本部消防長	堀 池 正 博
	飯田広域消防本部消防長	有 賀 達 広
	佐久広域連合消防本部消防長	黒 岩 亨
	諏訪広域消防本部消防長	花 岡 則 秀
	上伊那広域消防本部消防長	柿 木 淳 一
	岳南広域消防本部消防長	池 田 悦 智
	千曲坂城消防本部消防長	横 林 伸 一
	北アルプス広域消防本部消防長	山 本 智 通
	須坂市消防本部消防長	飯 塚 俊 樹
	岳北消防本部消防長	本 山 栄 二
	木曾広域消防本部消防長	谷 口 利 則
	長野県危機管理部消防課長	柳 沢 剛
	長野県消防防災航空センター所長	石 坂 秀 彦
監 事	岳南広域消防本部消防長	池 田 悦 智
	岳北消防本部消防長	本 山 栄 二

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県作業部会設置要領

令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施にあたり、長野県実行委員会が設置されるまでの間、必要な事務を執り行う作業部会の設置について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置されるまでの間、必要な業務を円滑に推進するため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県作業部会（以下「作業部会」という。）を設置するものとする。

(業務)

第2条 作業部会は、部会長の指示に基づき、次の事項について審議するものとする。

- (1) 訓練の企画立案に関すること（予算に関することを含む）。
- (2) 訓練の実施に関すること。
- (3) その他訓練に必要な業務に関すること。

(構成員)

第3条 作業部会に部会長を置き、長野県危機管理部消防課長をもって充てる。

2 作業部会に副部会長を置き、長野市消防局（代表消防機関）の警防課長をもって充てる。

3 作業部会員は、部会長が指名する消防本部（局）の警防課長（又は同等職の者）、長野県消防防災航空センター消防航空隊長及び長野県健康福祉部医療政策課長とする。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集して開催することとし、会議の議長は部会長が当たる。また、会議は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第5条 作業部会の事務を円滑に処理するため、長野県危機管理部消防課に事務局を置く。

2 事務局員は、長野市消防局、上田地域広域連合消防本部及び長野県危機管理部消防課の担当職員各1名をもって充てる。

(その他)

第6条 実行委員会設置後、当作業部会は、「実行委員会作業部会」に、作業部会事務局は「実行委員会事務局」に移行するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

長野県作業部会名簿

令和2年4月27日現在

部会役職	所 属	所属職名	氏 名
部 会 長	長野県危機管理部	消防課長	前 沢 直 隆
副 部 会 長	長野市消防局	次長兼警防課長	宮 沢 英 夫
部 会 員	上田地域広域消防本部	警防課長	石 井 重 男
	松本広域消防局	消防局次長兼警防課長	大久保 壽幸
	佐久広域連合消防本部	消防次長兼警防課長	小 林 透
	飯田広域消防本部	警防課専門幹	宮 澤 徳 生
	千曲坂城消防本部	警防課長	中 村 賢 吾
	長野県消防防災航空センター	消防航空隊長	水 崎 厚 史
	長野県健康福祉部	医療政策課長	小 林 真 人

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 長野県実行委員会作業部会設置要領

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会設置要綱第3条第6項の規定により、作業部会の設置について次のとおり定める。

(目的)

第1条 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の業務を円滑に推進するため、実行委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置するものとする。

(業務)

第2条 作業部会は、実行委員会委員長の指示に基づき、次の事項について審議するものとする。

- (1) 訓練の企画立案に関すること（予算に関することを含む）。
- (2) 訓練の実施に関すること。
- (3) その他訓練に必要な業務に関すること。

(構成員)

第3条 作業部会に部会長を置き、長野県危機管理部消防課長をもって充てる。

2 作業部会に副部会長を置き、長野市消防局（代表消防機関）の警防課長をもって充てる。

3 作業部会員は、部会長が指名する消防本部（局）の警防課長（又は同等職の者）、長野県消防防災航空センター消防航空隊長及び長野県健康福祉部医療政策課長とする。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集して開催することとし、会議の議長は部会長が当たる。また、会議は代理出席を認めるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

長野県実行委員会作業部会名簿

令和2年6月2日現在

部会役職	所属	所属職名	氏名
部会長	長野県危機管理部	消防課長	前沢 直隆
副部会長	長野市消防局	次長兼警防課長	宮沢 英夫
部会員	上田地域広域消防本部	警防課長	石井 重男
	松本広域消防局	消防局次長兼警防課長	大久保 壽幸
	佐久広域連合消防本部	消防次長兼警防課長	小林 透
	飯田広域消防本部	警防課専門幹	宮澤 徳生
	千曲坂城消防本部	警防課長	中村 賢吾
	長野県消防防災航空センター	消防航空隊長	水崎 厚史
	長野県健康福祉部	医療政策課長	小林 真人

令和3年4月1日現在

部会役職	所属	所属職名	氏名
部会長	長野県危機管理部	消防課長	柳沢 剛
副部会長	長野市消防局	消防局次長兼警防課長	宮沢 英夫
部会員	上田地域広域連合消防本部	警防課長	石井 重男
	松本広域消防局	警防課長	小島 康幸
	佐久広域連合消防本部	消防次長兼警防課長	小林 透
	諏訪広域消防本部	消防課長	上原 昭司
	千曲坂城消防本部	警防課長	中村 賢吾
	長野県消防防災航空センター	消防航空隊長	水崎 厚史
	長野県健康福祉部	医療政策課長	小林 真人

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会事務局設置要領

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会設置要綱第8条第3項の規定による事務局に必要な事項について、次のとおり定める。

(業 務)

第1条 事務局は、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を行う。

(事務局の位置)

第2条 事務局は長野市内に置く。

(構 成)

第3条 事務局員は、長野県及び長野県内消防本部（局）の職員をもって充て、構成は別表1のとおりとする。

(職 務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、職員を指揮する。

2 事務局に事務局長を補佐する者として、総務担当班長及び訓練担当班長をそれぞれ1名置く。
また、総務担当班長及び訓練担当班長を補佐する者として、総務担当・訓練担当兼任副班長1名を置く。

3 事務局の分掌事務は、別表2のとおりとする。

(専 決)

第5条 事務局長は、実行委員会委員長の権限に属する事務のうち、別表3に掲げる事項を専決することができる。

2 事務局長は、前項の規定により専決したときは、その内容について、適宜実行委員会に報告する。

(文書の取扱い)

第6条 文書の発信者名は、原則として実行委員会委員長名を用いる。ただし、作業部会に関する文書については作業部会長名を、簡易な文書については事務局長名を用いることができる。

(公 印)

第7条 事務局で使用する公印は、別表4のとおりとする。

2 前項で使用する公印は、事務局長が保管する。

(会計事務の委任)

第8条 実行委員会委員長は、会計に関する事務について、これを事務局長に委任する。

(出納員及び現金出納)

第9条 事務局に出納員を置き、事務局長をもって充てる。

2 現金の出納は、原則として八十二銀行県庁内支店を通して行うものとする。

(補 足)

第10条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は長野県の例によるほか、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会事務局名簿 (令和2年6月2日現在)

役 職 名	団 体 名 ・ 職 名 等 ・ 氏 名
事務局長	長野県危機管理部消防課 課長 前沢直隆
総務担当班長 訓練担当班長	長野県危機管理部消防課 課長補佐(緊急消防援助隊訓練担当) 豊森 孝弘 長 野 市 消 防 局 消防司令 渡辺 勉
総務担当・訓練担当 兼任副班長	上田地域広域連合消防本部 消防司令補 大久保 篤
総務担当事務局員 訓練担当事務局員	長野県危機管理部消防課 課長補佐兼消防係長 田川 秀和 佐久広域連合消防本部 消防士長 小山 圭一 " 上伊那広域消防本部 消防士長 小松 健人 " 千曲坂城消防本部 消防司令補 春原 智一 " 木曾広域消防本部 消防士長 瀬脇 新 " 長野県危機管理部消防課 主任 竹内 幸一 " " 主任 池上 駿

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練長野県実行委員会事務局名簿 (令和3年4月1日現在)

役 職 名	団 体 名 ・ 職 名 等 ・ 氏 名
事務局長	長野県危機管理部消防課 課長 柳沢 剛
総務担当班長 訓練担当班長	長野県危機管理部消防課 課長補佐(緊急消防援助隊訓練担当) 豊森 孝弘 長 野 市 消 防 局 消防司令 渡辺 勉
総務担当・訓練 担当兼任副班長	上田地域広域連合消防本部 消防司令補 大久保 篤
総務担当事務局員 訓練担当事務局員	長野県危機管理部消防課 課長補佐兼消防係長 田川 秀和 佐久広域連合消防本部 消防司令補 小山 圭一 " 上伊那広域消防本部 消防士長 小松 健人 " 千曲坂城消防本部 消防司令補 春原 智一 " 木曾広域消防本部 消防士長 瀬脇 新 " 長野県危機管理部消防課 主任 池上 駿 " " 主任 小橋 遼

別表2 (第4条第3項関係)

事務分担	分 掌 事 務
総務担当	1 予算の執行に関する事 2 予算書及び決算書の作成に関する事 3 各種会議の開催に関する事 4 国及びブロック内都県との連絡調整に関する事 5 式典の運営及び招待者等の取りまとめに関する事 6 作業部会との調整に関する事 7 その他訓練担当の分掌に属さない事項に関する事
訓練担当	1 訓練の企画立案に関する事 2 訓練会場との調整及び運営に関する事 3 訓練の実施に関する事 4 ブロック内各都県の訓練参加部隊の取りまとめ及び連絡調整に関する事 5 作業部会との調整に関する事

別表3 (第5条第1項関係)

決裁権者	専 決 事 項
事務局長	1 予算の執行に関する事 2 各種届出、通知、照会、回答等に関する事 3 委託料、補助金、負担金等に関する諸手続きに関する事 4 会議等の開催に関する事 5 その他委員長が必要と認める事項

別表4 (第7条第1項関係)

公印の種類	公印の書体	公印の形式	公印の寸法					
職 印 (委員長印)	明 朝 体	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>実 訓 口 助 緊</td> </tr> <tr> <td>行 練 ッ 隊 急</td> </tr> <tr> <td>委 長 ク 関 消</td> </tr> <tr> <td>員 野 合 東 防</td> </tr> <tr> <td>長 印 県 同 ブ 援</td> </tr> </table>	実 訓 口 助 緊	行 練 ッ 隊 急	委 長 ク 関 消	員 野 合 東 防	長 印 県 同 ブ 援	23mm× 23mm
実 訓 口 助 緊								
行 練 ッ 隊 急								
委 長 ク 関 消								
員 野 合 東 防								
長 印 県 同 ブ 援								

緊急消防援助隊とは

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害の発生時に、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。被災地からの要請を受け、各都道府県の消防本部や航空隊が、空から陸から応援に駆けつけます。この応援部隊こそが、「緊急消防援助隊」なのです。

部隊運用訓練

メイン会場 上田市 道と川の駅 おとぎの里一帯

● 里山集落複合



地震による土砂崩落が発生。トンネル内多重事故、里山火災救助事業が同時に発生した想定。長野県には里山集落が多数あり、今後起こりうる災害です。

● 孤立集落救助火災



山間の集落を多数抱える長野県では、災害により主要道路が被害を受けると、集落が孤立してしまう可能性が高く、いかに、安全・確実・迅速に住民を救出するかが課題です。

サブ会場 小諸市・長野市・千曲市

● 噴火災害 小諸市(アサマ2000パーク・高峰山)



2014年(平成26年)に発生した、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山での噴火災害(死者58名、行方不明者5名)を教訓とした訓練です。

● 列車横転 長野市(東日本旅客鉄道株式会社 長野総合車両センター)



列車は欠かせない移動手段ですが、過去には地震発生時に横転事故が起きています。大人数を運ぶ列車での災害が発生した際の社会的影響は計り知れません。

● 中高層建物 千曲市(千曲市旧更庁舎)



現在、国内では建築物の高層化が進んでいます。さらに「超高齢社会」で介護施設の需要が増える中、災害が発生した際の対応を検証する複合的な災害想定です。

訓練想定

令和3年9月末から長野県東部を震源とする震度1から3程度の地震活動が続き、10月10日13時現在で震度1以上となる地震を52回観測。長野県東信地方と群馬県を跨ぐ浅間山での噴煙量及び火山性ガスの放出量に目立った変化はなく噴火警戒レベル1を維持していた。

令和3年10月11日未明から長野県東部を震源とする震度3程度の地震活動が続き、7時30分、上田市付近を震源とする堰浅発地震が発生し、震度6強を観測した。地震による家屋の倒壊や土砂崩落が各地で発生し、被害は東北信地域におよんだ。8時15分には浅間山において中規模な噴火が発生し、下山中の登山者が負傷した。地震と噴火が連続して発生し甚大な被害が広域に拡大、負傷者が多数発生した。

● 宿営訓練(展示)～長野県実行委員会モデル～



宿営時の課題解決のために関東ブロック合同訓練長野県実行委員会がモデル展示を行います。
通常、宿営は大型エアテントで複数人が就寝したり、着替えを行ったりしていますが、この方法では新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策や隊員のプライバシー確保等の観点から解決すべき課題があり、長野県実行委員会、これらの課題の解決の糸口になるよう提案させていただきます。

宿営モデル「5つの柱」

- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策
- 女性隊員の緊急消防援助隊でのプライバシー確保 → 女性活躍推進
- 宿営設備のコスト削減
- 後方支援活動スベースのコンパクト化
- 設営の負担軽減

本来は実際に宿営で使用いただき検証を行う予定でしたが、訓練規模縮小に伴い宿営を中止せざるを得ない状況となりましたので、展示のみを行います。



